

障害者自立支援法 兵庫訴訟ニュース

発行；障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす兵庫の会

〒650-0016 神戸市中央区橘通1-1-2 兵庫障害者センター内

Tel(078)341-9544 Fax(078)341-9545 E-mail:mezasuhyogonokai@yahoo.co.jp

郵便振替口座 00940-0-256133 めざす兵庫の会

09年
12月
No.5

兵庫訴訟第4回裁判

被告・国が、反論の留保を申し出る！



09年12月4日（金）、障害者自立支援法兵庫訴訟第4回口頭弁論が神戸地裁で開かれました。寒風の中、9時過ぎから裁判所には傍聴希望者の長い列ができましたが、傍聴席97席に対し97名の希望者で抽選はなし、全員傍聴することができました。10時30分、「裁判所の佐藤です」という裁判長の第一声で始まった第4回裁判。原告側の主張に対して、被告である国側は「政権交代で障害者自立支援法の廃止方針が出された。そのことで、この訴訟の今後についての方針が決まっていない」と述べ、反論の留保を申し出ました。今回も山田知哉さんと和田静栄さん

の原告2名が、意見陳述をおこないました（詳細は2・3ページに掲載。延内スケッチ画は山本希氏）。

＜150名が参加し、兵庫訴訟第4回裁判報告会開催＞

はじめに、兵庫訴訟弁護団事務局長福島弁護士が今回の裁判内容を報告。つづいて意見陳述をされた二名の方が感想を述べられました。次に、第一次・第二次・第三次提訴の原告一人ひとりが紹介され、この裁判にかける思いや決意を述べられました。

「民主党が与党になり、厚生労働大臣の障害者自立支援法廃止の意向はでていますが、今、普天間の問題でもころころ態度を変えている状況を見れば、安心はできない」「友人に裁判は終わったんじゃないのかと言われるが、まったく私たちの生活は変わっていないし利用料も払い続けている。きちんと回りにも情報発信をしていかなければならない」など、この裁判を通して、本当の意味で自立できる新法確立に向けて闘っていくんだという強い思いが伝わってきました。

そして、弁護団の紹介があり、中村事務局長からは第3回口頭弁論以降の経過報告がされました。その後、参加者から「自分の地域に障害者施設がある。前回と2回目の傍聴です。もっともこの裁判を一般の方に広げたい、そしてこの法律を廃止するとともに、当事者にとって安心できる新法創設までしっかりと闘ってほしい。自分なりに地域での活動につなげたい」（一般市民の男性）、「見えないし、聞こえない。とても大変です。自分たちにとってのコミュニケーション保障、情報保障は絶対に必要であり、通訳に費用がかかるのは大変困る。ずっと無料でしてほしい。みなさんと一緒に闘っていききたい」（盲ろう者）、「ヘルパーが必要。何時から何時までと決められたら、自由な時間がなくなってしまう。いつでも使えるようにしてほしい」（脳性まひの男性）など、力強い連帯の発言がありました。最後に、松原めざす兵庫の会事務局次長は「この裁判の原点を共有し、応益負担即時廃止、めざす会の会員を増やし、訴訟の勝利に向けてこれからもがんばりましょう」としめくくりました。

原告 山田知哉さんの意見陳述



1 僕は1975年（昭和50年）に神戸市須磨区に生まれ、小学校、中学校、そして高校に入学するまで、風邪もほとんどひかない健康な体で育ちました。

ですが、高校1年生の16才のときに、難病である多発性硬化症を発症しました。それから現在までの間、数えきれないほど、症状の再発と進行を繰り返してきました。

僕は現在、両眼失明の視覚障害、下肢の麻痺による車椅子生活、そして上肢麻痺の感覚障害を抱えています。僕はこれらの障害を抱えて日常生活を送る重度障害者です。

2 これだけの障害がある体で日常生活を送るためには、ヘルパーの介助が必要になります。特に外出する際には、ヘルパーの付き添いは不可欠です。

外出をすることは、良い気分転換になります。特に趣味である音楽鑑賞をするためにコンサート、ライブに出かけることは何よりの気分転換になり、特に精神的な部分が大きく影響する僕の病気にも良く、とてもいい気分になれます。

3 17歳のから21歳までの間、僕の一番の趣味はギターでした。

長い入院生活のなかでも、僕はいつも病室にギターを持ち込んで音が出ない工夫をして練習していました。またバンド経験者であるリハビリの先生と、週に1度、夜のリハビリ室で一緒にセッションをしたりもしました。

でも病気が進行した影響で、僕が21歳のときに、大好きだったギターが弾けなくなりました。ギターが弾けなくなった時は、16歳で両目を失明したとき、20歳で歩けなくなったときでも流れなかった涙が、初めて流れました。

その後僕は、僕と同じように障害でギターが弾けなくなった方と知り合い、友人になりましたが、その友人は、「ギターは弾けなくなったけれど、今の自分達でも演奏できる楽器を演奏したり、ボーカルをしたりしてまたバンドを組もう」と僕をバンドに誘ってくれました。

また、僕と同じく障害を抱えた別の友人は、僕が現在勤務している有限会社サテライトを僕に紹介してくれました。その友人のおかげで、僕は自宅のパソコンを利用した在宅ワーカーとして、有限会社サテライトで働けるようになりました。

4 このように、僕は病気になってから、多くの友人や恩師に恵まれてきました。僕は21歳でギターが弾けなくなったときに、生きがいをなくしたように思いましたが、その後、有限会社サテライトでの仕事という生きがい、そしてギターが弾けなくなっても、また違った形でバンド活動に参加するという生きがいを見つけることができました。

このような僕の生きがいである活動を続けていくために必要となる、パソコンのスキルアップのための講習や、定期的な楽器練習、そして病院での定期的な検査や受診。僕がこれらの活動をおこなうためには、ヘルパーの介助が絶対に必要となります。

5 障害者自立支援法が制定されてからというもの、何をするにしても「利用者1割負担」という制約が付きまとうようになりました。政治家達が当事者の声を聞かずして定めた障害者自立支援法のせいで、僕のような日常生活を送るだけでも大変である重度障害者は、金銭的な負担はもちろん、精神的にも大きな負担を抱えるに至っています。

自立した生活を送るべく、仕事に就こうと就職活動をしていた時期がありましたが、就職活動を行うたびにヘルパーをお願いせざるを得ず、そのたびに発生する自己負担金。仕事以外で外出をしようと思っても、そのたびに発生する自己負担金。とにかく動けばつきまとう、自己負担金。僕が人並みの活動を行うたびに発生する自己負担金は、僕に精神的苦痛を与え続けています。

6 政権が交代して以降、国は応益負担から応能負担への転換を表明しているようですが、応能負担への転換時期については明言を避けているようですし、また応能負担制度の具体的な中身についても、まだ何も発表されていません。

僕達のような障害を抱える者の自立心を妨げ、自立活動を阻害するような障害者自立支援法は、もはや障害者自立「疎外」法としかいえません。世紀の愚法ともいべき障害者自立支援法は、直ちに廃止するべきだと思います。そして僕を含めた障害を抱える者を本当の意味で支えてくれるような真の福祉法が成立することを、心から願っています。

原告 和田静榮さんの意見陳述



- 1 私は、昭和18年11月21日、大阪の西成区に近い戎町4丁目に、4人兄弟の末っ子として生まれました。生後4か月の時に百日咳にかかり、その1年後には、手足が思うように動かなくなっていました。
幼いころは、父と母に守られていましたが、父は私が22歳のときに亡くなってしまいました。そして、43歳の時に、施設に入りました。
63歳の時に施設を出てからは、年金と、新国民厚生年金という制度で父母が残してくれたお金で、アパートを借り、福祉サービスを利用しながら生活をしています。
- 2 私の財産の管理をめぐって、兄弟と裁判になったこともあります。体が動かないだけで、このような問題を抱え、自由がないと感じています。
- 3 施設での共同生活は、体が動かないという点だけでひとくくりになされ、画一的な扱いを受けてきました。私は、ひとりひとり、障がいの程度も機能も違うのだから、それぞれの障がいの程度に応じた扱いをしてほしいと言いましたが、誰も聞いてはくれませんでした。また、私は、入浴の際に使うリフトの動かし方もわかっていたのですが、施設のベテラン職員から「危ないから触るな。」と言われ、自分ができること、したいこともさせてもらえないのだ、と感じました。施設の中では、まるで赤ん坊と同じように扱われている、とずっと感じていました。
- 4 私は、現在、施設を出て自立した生活をしていますが、その生活も、福祉サービスがあつて初めて成り立つものです。朝・昼・夕・夜と起床から就寝まで全てサービスを受けております。
また、私は、1、2泊の旅行に安心して行けるようなサービスが必要だと考えています。なぜなら、私は、旅行を楽しみに生きていますが、介助が必要な私は、ヘルパーの旅費、サービス費も実費で支払わなければ旅行にもいけないからです。
- 5 そして、私は、働きたくても手足が思うように動きませんが、何とか働いて、収入を得て、旅行に行くことで生きがいを見いだしたい、本当の意味での自立を積極的に歩んでいきたいと思っています。
しかし、現状の暮らしは、毎日、食費を切り詰めながら、年金と預金を切り崩して生活しています。何をすることもお金の計算ばかりを先に考えてしまいます。楽しみにしていた催し事も、現地に着いて、入り口まで行き、入場料を見て「高いな。」と思い、入るのをあきらめて、ヘルパーに迷惑をかけたこともありました。お金がかかると考えただけで、消極的になり、何事も辞めてしまうという楽しくない毎日になっております。
少なくなってきた貯金に不安を感じながら、細々と生きているような生活がはたして「自立」なのかと自問自答してきました。悩んだすえに、弱い者からお金を取り、苦しむ人をさらにこれ以上苦しめないでほしいという思いを持ったので、障がい者の負担を重くする制度の見直しを求めて原告団に入り活動しています。
このままでは、貯金も底を尽きます。負担金も支払えなくなる私は、福祉サービスを利用してはいけなんでしょうか。このことから、自立しようとする事を妨げられ、「自分らしく」生きる、ということが出来ない毎日を送っております。
- 6 人それぞれ環境も障がいも違いますが、どのような形であろうと、生活していくことに違いはありません。私としましては、「自分らしく」ということを胸に、自立の道を選びました。不安を感じるために生きているわけではありません。名ばかりの支援法ではなく、一人一人に焦点をあて、能力を見極めて就労を行えるようにサポートが行え、そして苦しむ人を大切にすることが出来る制度を求めて、安心した社会の一員としての生活を勝ち取るまで活動を続けていきます。



元気いっぱい！兵庫の原告団



<この間の主な経過と今後の方針>

- 9月28日(月) 勝利をめざす会と弁護士との合同会議(以下、全体会議。東京。参加;吉田/中村・松原)
29日(火) 厚労省藤井企画課長から竹下全国弁護団長に協議申し入れ
- 10月1日(木) 第三次一斉提訴(兵庫;車谷、長野)
6日(火) 政務官による協議の趣旨説明
7日(水) 原告とめざす会実務者会議(東京。参加;吉田・吉本・石倉・餅田・田中/中村・松本)
8日(木) 第七回全国弁護団会議(京都)、途中めざす会代表参加(参加;吉田・餅田・石倉・田中)
20日(火) 原告とめざす会実務者会議(日本青年館。参加;吉田・吉本・石倉・餅田・田中/井上・松本)
※①政府との協議に応じる。②原告の納得のいくまで裁判は続ける。
21日(木) 全体会議;今後の方針の決議、協議チームの立ち上げの確認(参加;松本)
22日(金) 竹下・藤岡弁護士が山井政務官訪問。
厚労省記者クラブで会見、協議と訴訟の並行方針発表
- 26日(月) 鳩山首相所信表明「自立支援法については早期の廃止に向け検討を進めます」
30日(金) 大フォーラム、1万人参加(東京・日比谷野外音楽堂。兵庫からも多数参加)
※長妻厚労大臣来賓あいさつ(6頁参照)
午後5時 第1回協議PT会議
- 11月9日(月) 第2回協議PT会議
16日(月) 与党・厚労省との第1回協議
26日(木) 第3回協議PT会議。
全体会議(日本弁護士会館。参加;中村・井上)
※「障害者自立支援法訴訟協議プロジェクトチーム」(訴訟協議PT)と正式決定
※12.10緊急集会の名称を「応益負担即時廃止、予算実現緊急院内集会」とする
- 29日(日) 近畿ブロック集会(大阪ヒューマインド。350名、兵庫から約80名参加)
- 12月1日(火) 厚労省ヒアリング(家平原告と柴野弁護士が意見陳述)
4日(金) 神戸地裁第4回口頭弁論
8日(火) 「障がい者制度改革推進本部の設置」を閣議決定
※当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
10日(木) 「応益負担即時廃止、予算実現緊急院内集会」(衆議院議員会館、参加;吉田・吉本/松本)
与党・厚労省との第2回協議(傍聴;吉田・吉本)
- 1月15日(金) 全体会議(東京)



▶▶ 政府との協議に応じ、並行して原告の納得のいくまで裁判は続けます! ▶▶

以上のように、この間経験したことの無い大きな動きが多々ありました。このような動きに対応するために、兵庫では原告団会議、めざす兵庫の会役員会および事務局会議をそれぞれ月1回のペースで開催し、協議を行ってきました。私たちは、原告が訴えたこと、すなわち「①障がいのある原告たちが受けている、生きるために必要不可欠な福祉支援に対して現在課されている、自己負担せよという決定を取り消して、代わりに、②福祉支援にかかる費用は全額行政側が負担すべきものであるから原告たちは負担しなくても良いという決定を受け、あわせて、③負担しなくても良いという地位を確認し、④今までに払った分は返還せよ、⑤人格を踏みにじられたことに対する賠償をせよ」という、この訴訟の原点を最も大事にしようと、その都度確認してきました。

様々な動きや言動はありますが、障害者自立支援法は現に存在し、応益負担は継続して実施されている現状から、「①政府との協議に応じる。②原告の納得のいくまで裁判は続ける。」との方針で、今後とも、この訴訟の勝利をめざして運動を発展させようと決意しています。とりわけ、応益負担を即時廃止させるためには、この裁判の出発点を大事にした取り組みが求められています。

「めざす兵庫の会」の会員拡大にご協力を! この訴訟を勝利に導くためにも、また、今後も度々東京などで開催される諸会議や集会に参加するにも、多額の費用が必要です。引き続き「めざす兵庫の会」にご加入していただく方を増やしていただきますよう、訴えます。

兵庫訴訟 - 第5回裁判傍聴にご参加を!

「障害者自立支援法の応益負担は憲法違反!」と提訴した原告が、兵庫で13人。

被告国側は、兵庫訴訟第4回裁判で「政権が変わったので、今後の訴訟遂行のあり方についても検討する必要がある。被告としての反論は留保」と述べました。また、政府との「協議」も始まりました。

しかし、支援法そのものは現存し、応益負担は続いています。裁判は粛々と進められます。

裁判に挑んだ原告の訴えをあいまいにせず、日本の社会保障制度の根本改革を求めるために、兵庫訴訟第5回裁判の傍聴・報告会にご参加ください。

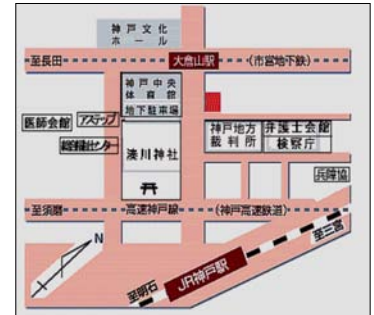
▶▶第5回裁判◀◀

※日時; 2010年3月2日(火) 10:30~

※集合; 9時40分に神戸地裁前に集合(傍聴のための抽選あり)

なお、傍聴の抽選に外れた方は、**県弁護士会館**(神戸地裁東隣)で、待機(ミニ学習会を予定)をお願いします。

裁判終了後、**兵庫訴訟第5回裁判の報告集会を開催**します(予定)。あわせてご参加ください。



とどけ原告の声! なくせ障害者自立支援法!

~支援法訴訟の勝利をめざす近畿ブロック集会~



兵庫の歌に合わせて、ガンバロウを唱和する参加者

11月29日(日)、「とどけ原告の声! なくせ障害者自立支援法! ~障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす近畿ブロック集会~」が、大阪ヒューマインドで開催されました。近畿各府県の原告・弁護士・めざす会から350名を超える人たちが、兵庫からは約80名が参加しました。

この集会は、現在、国からの協議の場の設定、裁判では国の意見調整のための猶予を求めている現状のもと、再度この訴訟の意義を確認すること。そして、全国の原告70名のうち、近畿の2府4県の原告は43名であり、近畿での運動が全国の訴訟の勝利をめざす上で大きな影響を与えること、そのために困難な中、立ち上がった原告を励まし、原告の声を共有し、近畿の運動を交流しながら更なる訴訟運動の発展をめざすことをねらいとして開催されました。

集会では、竹下義樹全国弁護団長が「全国の原告の頑張りがある状況を生み出している。しかし、熱気は冷めやすい。これまでに増して一人ひとりの原告の声を政府に届け、近畿から勝利の声を」と、強調し、原告・弁護団及びめざす会の活動を励ましました。

辻川弁護士は基調提案で、11月16日に行われた第1回協議で「緊急課題の早期実現と中期的課題の峻別等、協議事項、論点整理についての総論的議論、西日本地域での場の設定提案、国側の協議出席者の位置づけの確認」、12月1日に厚生労働省ヒアリング、12月10日に第2回協議が行われる予定であると、報告されました。

〈おそろいの青いジャンパーを着て登場〉

近畿各地の紹介の部では、最後に登場した兵庫の原告団・弁護団・めざす兵庫の会のメンバーは、おそろいの青いジャンパーを着て登場し、吉田原告団長と原告吉本春菜さんのお母さん、今西弁護士が決意を述べました。そして、原告今泉さんの作曲による「それをめざして」をもちまへの元気で合唱。最後のフレーズ「がんばろう がんばろう がんばろう」を会場の皆さんと一緒に大合唱。

全国の動き

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会

◇勝利をめざす会ホームページ
<http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/>

さよなら! 障害者自立支援法 つくろう! 私たちの新法を

10.30全国大フォーラム



10月30日(金)、「さよなら! 障害者自立支援法 つくろう! 私たちの新法を」全国大フォーラムが、東京・日比谷野外音楽堂で開催され、全国から1万名の障害者、関係者が結集しました。支援法訴訟の兵庫の原告団も参加し、舞台上で一人ひとり紹介されました。全国の原告の皆さんを背にして、長妻厚生労働大臣は次のようにあいさつを行いました。しかし、私たちの喫緊のねがいである「応益負担即時廃止」に応える内容になっているのでしょうか。

〈長妻厚労大臣あいさつ〉

どうも、みなさま、こんにちは! (拍手)

本当に、この会に厚生労働大臣の立場でお招きをいただきまして、深く感謝を申し上げます (拍手)。私も野党時代、自立支援法が国会で審議をされている最中、みなさま方が、国会の周辺や議員会館の前で、この法律をなんとか止めてほしい。雨の日も風の日も国会のまわりで、そして全国で、みなさま方がお訴えられていた姿は、私も覚えているところでございます (拍手)。

そして、政権交代が起きました。政策が変わります。私どもといたしましては、この応益負担という、非常にみなさまに重い負担と苦しみと尊厳を傷つけるこの障害者自立支援法を廃止をするということを決断をしているところでございます (大きな拍手)。

これは、私ども民主党だけではございません。国民新党、社会民主党、連立を組む3党の合意文章の中にも盛り込まれているものでございます。これから私どもといたしましては、4年間の政権の1期の中で、この応益負担から応能負担に変える新しい制度を創設をしていく。ただしその際には、本当にみなさま方一人一人のご意見をできる限り拝聴して、みんなで一緒によりよい制度をつくっていききたい。こういうふうにも、我々は考えてございますので (大きな拍手)、ぜひみなさま方、そしてみなさまのご家族、そして地域のみなさま、専門家の方々だけではなくて、広く利用される方々の声も、われわれ謙虚に耳を傾けて、新しい制度をつくっていききたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

本当に、本日はお招きをいただきありがとうございます (大きな拍手)。

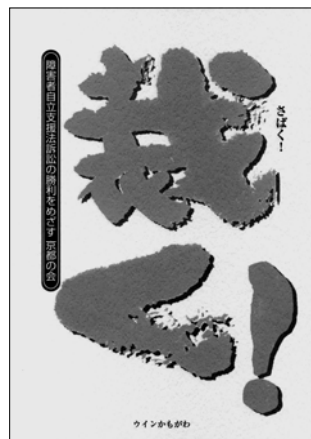
『裁く!』を緊急出版

「勝利をめざす京都の会」が、緊急出版しました。

「障害者が、人間の尊厳をないがしろにした国を裁く」そんな気持ちをこめて、「スピードとポイントをはずさない」を趣旨に編集。

序での竹下義樹全国弁護士団長の言葉です。「裁判は弁護士が起こすわけではありませし、裁判は裁判官がつくるわけではありませし。当事者である原告が裁判を提起するのであり、その原告の訴えとそれを支援する多くの市民の声が裁判官を動かしてよい判決がつくられるのです。」

〈 問合せは、めざす兵庫の会へ。定価本体 1,000円 〉



応益負担即時廃止、予算実現12.10緊急院内集会

12月10日「応益負担即時廃止、予算実現緊急院内集会－障害者自立支援法廃止と新法を求めて－」が衆議院第2議員会館で、自立支援法の「応益負担」をやめさせ、4月からの「軽減」実施のためには「事項要求」から300億円（補助具や自立支援医療含む）の予算獲得を求めて開催されました。全国から90名、国会議員6名（秘書含め21名）も参加し、兵庫からは原告である吉田淳治さん、吉本春菜さんとお母さん、めざす会から松本多仁子さんが参加しました。集会の様子を「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会ニュース第68号」から抜粋しました。



○開会あいさつ・勝又和夫世話人共同代表

廃止表明されたが、何ら変化もなく今日にいたっている。来年度予算は「事項要求」で具体化は定かではない。心配な思いなかでの今日の会合。議員マスコミ、市民のみなさんに現状を知っていただき、ぜひ予算に盛り込んで欲しい！

○原告代表あいさつ＝秋保喜美子（広島）

自立支援法は自立支援ではなく自立破壊でした。二度とこんな無責任な福祉はつくりたくないということがなければ訴訟は終わらせられない。当事者の声をとりいれ、いのち輝かされる人生がおくれるような福祉制度をみんなで作っていききたい。

○弁護団あいさつ 竹下義樹全国弁護団長

70名越える原告。弁護団は170名。弁護士の仕事は、原告の切実な声を法律にひきなおすこと。憲法、法律にてらして、違法・違憲を裁判所に理解をもとめる仕事。あわせて、行政に実施されていることのあやまり、国会議員にはそれがいかに障害者を苦しめているかをわかっていただく活動でもある。そして、裁判での正しい判断をいただくためには、社会とマスコミの理解を得られることも弁護士の重要な役割だ。

財政や財源は重要だが、現実から出発しないとダメ。財政の問題が現実を納得させることになるのか。今日それが問われようとしている。裁判途中で国が答弁を保留することは戦後いままでないこと、憲法の下ではじめての経験。国の答弁留保のもとで、原告・弁護団と与党との協議の場が進行中。これもまた経験したことのない協議の場。その協議の場における最後の答えが、本当に原告の訴えを結実させるものとなるか問われている。原告の声を受けとめ、国の政治・予算に反映することを願っている。



○兵庫・吉田淳治

68歳視覚障害。兵庫は13人の原告。原告のなかでも、こんな苦しい生活、苦労をまのあたりにした。全盲の妻と二人暮らし。年金82000円。1円の負担も困る。ほんまの生活を、24時間を議員さんには見に来てほしい。負担軽減はさっそく明日から実施してほしい。

○経過報告および当面する課題・藤井克徳

期待と不安入り交じっての今日の会。3か月の猶予が国から申し入れられ（期限は今月末）、訴訟団は「訴訟続ける。協議にも応じる」と決めた。10.30の1万人集会で厚労大臣が廃止と当事者参加を約束。その後、日本障害フォーラムとしてまとまって民主党本部に、緊急要請（「応益負担」撤廃、予算満額）。緊急の問題は、民主党マニフェストにある300億円の満額計上と新法制定。一方、「訴訟協議PT」と与党との協議はいまなお続いている。政府は廃止は言明したものの、いつ、どういったことはまったく不透明。訴訟と新法づくりの関係では、政策づくりでできないこと。訴訟で追求することは、「謝罪」「再発防止担保」「なぜ？などの真相究明」。それは、「推進会議」の大きな「入口」であり、「訴訟」で「基本的枠組み」は決めたい。訴訟運動の意味は、社会へのアピール、地域への浸透も大きい。

原告、弁護団、めざす会、そして国会議員はまとまりをつくって前に進んでいく。特に原告は相当な勇氣をもって訴えた。しっかりと支えていく。障害者権利条約は合理的配慮なども位置づけ、問題は社会にある。

応益負担即時廃止・予算実現を求める12.10緊急アピール

私たち障害者自立支援法訴訟の原告、弁護士、勝利をめざす会は、障害のある人たちの生きる権利の保障を求めてたたかってきました。

自立支援法の廃止が約束される中、私たち訴訟団が求めることは、応益負担の即時廃止の具体化であり、その第一歩が来年度予算の事項要求となっている「暫定的な利用者負担の軽減等」の実施です。また、必要な支援サービス量が受けられるようにすることも譲ることの出来ない課題です。

自立支援法の応益負担や支援のサービス量制限により障害者、家族の生活は苦しめられ、日本に暮らす市民に保障された生存権さえ脅かされる実態があり、このことはいまなお続いています。

市民の目線、生活第一を掲げる政権ならば、まずやるべきことは、一番底辺におかれている人たちの生活実態を改善することではないでしょうか。

障害者の人権を保障する新法づくりは、時間をかけた議論が必要ではあっても、自立支援法の根本問題である応益負担等の問題については、一刻の猶予も許されません。もし、このことを新政権が先送りすることとなれば、それは旧政権のもとで行なわれてきた障害者の実態を無視した強行政治と同じにしか映りません。

私たちは、上記の趣旨に立ち、新政権ならびに全国会議員のみなさんに以下のことを要望いたします。そして、このことを実現させるために社会に大きくアピールします。

1. 障害者自立支援法が導入した「応益負担」を即時に廃止してください。
2. 法の廃止の第一歩として、平成22年度政府予算案の事項要求となっている「暫定的な利用者負担の軽減等」を必ず実施していただき、少なくとも障害福祉サービス、補装具、自立支援医療等について、市町村税非課税世帯を無料にしてください。
3. 障害のある全ての方がサービスからもれ落ちることなく、必要なサービスを「制度の谷間」なく受けられるように障害定義を見直してください。また、従来受けられていた支援サービスからもれ落ちる等の危機的状況にある当事者への緊急措置や、報酬の日払い制度を月額払い制度に改めることなど、運用等で対策が可能となるものについては早急に改善を行ってください。

以上

2009年12月10日

障害者自立支援法訴訟原告、弁護士
障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会

え”～ 制度改革に5年間！ 応益負担はどうなる！？

12月8日(火)、政府は閣議で「障がい者制度改革推進本部(本部長=鳩山首相)」の設置を決定。

推進本部は「障害者の権利に関する条約(仮称)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため」、内閣に設置する。本部は「当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における『障害』の表記の在り方に関する検討等を行う」としています。

なお、この本部の下に「障がい者制度改革推進会議(仮称)」(メンバー20名中11名を障害者や障害者団体幹部とする予定)、及び「各課題別専門部会(仮称)」が設置され、年明けから議論が始まる見通し。

また、担当大臣として福島瑞穂特命担当相、事務局長に東俊裕氏(弁護士・熊本学園大学教授)が内定。専門部会は17程度が想定され、当面「障害の範囲」「差別禁止法」「総合福祉法」「監視機構」「バリアフリー」「教育」「労働」「精神障害」が、12月に編成される予定といわれています。このような推進会議・専門部会の構成メンバーについて、政府は「法制度全体に当事者の声を反映させるため、障害者主体組織」とすることを言明しており、どのような構成になるか注意が必要です。